

施設等の包括管理委託の現状と課題

伊藤久雄（NPO法人まちぽっとスタッフ）

1. 包括委託の現状

- 公共施設管理における包括的民間委託の導入事例集：基礎編」（平成 26 年 7 月国土交通省 総合政策局）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/_pdf/houkatsu_tebiki.pdf

<包括的民間委託の実施前>

各インフラ（例：道路、橋梁、河川、上下水道 等）について、業務の種類（巡回、点検、除草、除雪、小規模補修、工事 等）や実施時期、対象エリア毎に細かく区分して発注。

<包括的民間委託の実施>

東京都府中市のケース(道路)

	地区A	地区B	...
巡回			
維持		包括範囲	
補修・修繕			
...			

新潟県三条市のケース(道路・公園・排水路)

	道路	公園	排水路
巡回			
維持作業		包括範囲	
点検			
...			

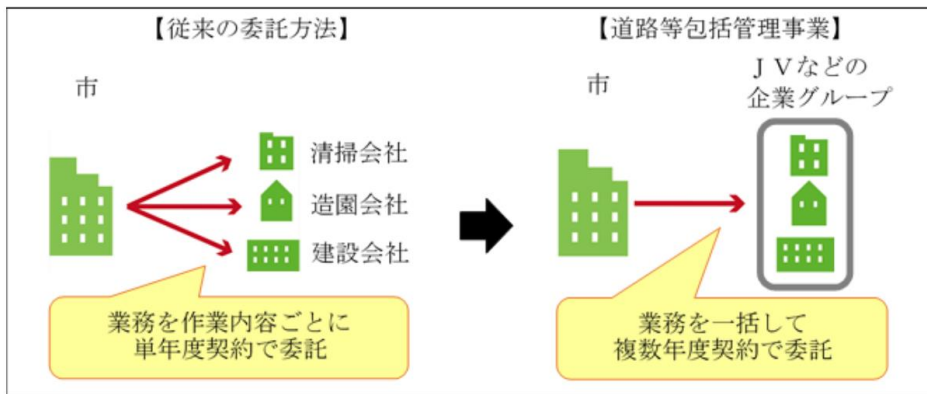
<自治体におけるインフラ維持管理はどうあるべきか～国土交通省の包括的民間委託導入の検討から考える> （伊藤久雄）

[自治体におけるインフラ維持管理はどうあるべきか～国土交通省の包括的民間委託導入の検討から考える.pdf](#)

- 府中市道路等包括管理事業

<府中市道路等包括管理事業運用方針【改定版】>

▽ 本事業のイメージ



▽ 対象区域と事業者

・対象区域 右図 3 区域

・事業者

東地区

前田道路・スバル興業・武蔵

造園・第一造園・前田建設工

業・日本工営共同企業体

南勢地区 富士土木・

土方建設・東京緑化共同企業

体（3者とも地元業者）

北勢地区

宮光・都一・村上・八勝・粕

川共同企業体（5者とも地元業者） 1期、2期とも同様

▽ 事業期間

1期 令和3年4月から令和6年3月まで

2期 令和6年4月から（1期、2期とも公募型プロポーザル放棄により選定）

▽ 対象業務

全地区（東地区、南西地区、北西地区）共通とし、コールセンター業務については東地区が全体を統括し、他地区（南西地区、北西地区）はコールセンターからの連絡対応の業務を行う。

・ 総価契約

統括マネジメント業務、巡回業務、清掃業務、植栽管理業務、. 害獣・害虫対応業務、道路反射鏡・案内標識・街区表示板管理業務、補修・修繕業務、. 事故対応業務、災害対応業務、コールセンター業務（東地区が全体を統括する）、要望相談対応業務、占用物件管理業務（不法占用対応）、法定外公共物管理業務（いまだにこの名称はおかしいが） 以上 13 項目（詳細には 25 項目）

・ 単価契約

補修・更新業務（損傷箇所の補修・更新、清掃（50 万円以上 500 万円未満）

※50 万円未満は、総価契約（補修・修繕 業務）に含む）、樹木剪定等業務

▽ 地区別契約金額（単年度）

年度	地区	契約金額		合計
		総価契約	単価契約	
令和 5 年度 (予算額)	東地区	199,650,000	42,896,470	242,546,470
	南西地区	127,402,000	27,914,057	155,316,057
	北西地区	97,350,000	24,464,250	121,814,250
合計		424,402,000	95,274,777	519,676,777

6 年度 3 区域合計 568,667,000 円 5 年度より 48,990,233 円増加

▽ 道路等包括管理事業（全域 1 期）の効果

全域 1 期においては、複数年度契約、複数業務の包括契約により事業者はパトロール等の重複部分をまとめて行うことで予防保全型管理を行うことが可能となり、市職員及び事業者においても業務支援システムを利用した現地確認や報告書の確認など、市民からの要望を受けてからの迅速な対応に寄与する業務の効率化を図ることが出来た。

しかしながら、令和 4 年 10 月に実施した自治会アンケートでは、街路樹・植栽や道路の清掃の項目について満足度が改善されていないため、全域 2 期では、要求水準書において全域 1 期より具体的な考え方を明記し、市及び事業者で性能発注の考え方を深め予防保全型管理を推進し、更なる市民満足度の向上を図っていく必要がある。

○ 大成有楽（株）の公共施設マネジメント（まるメンテ）

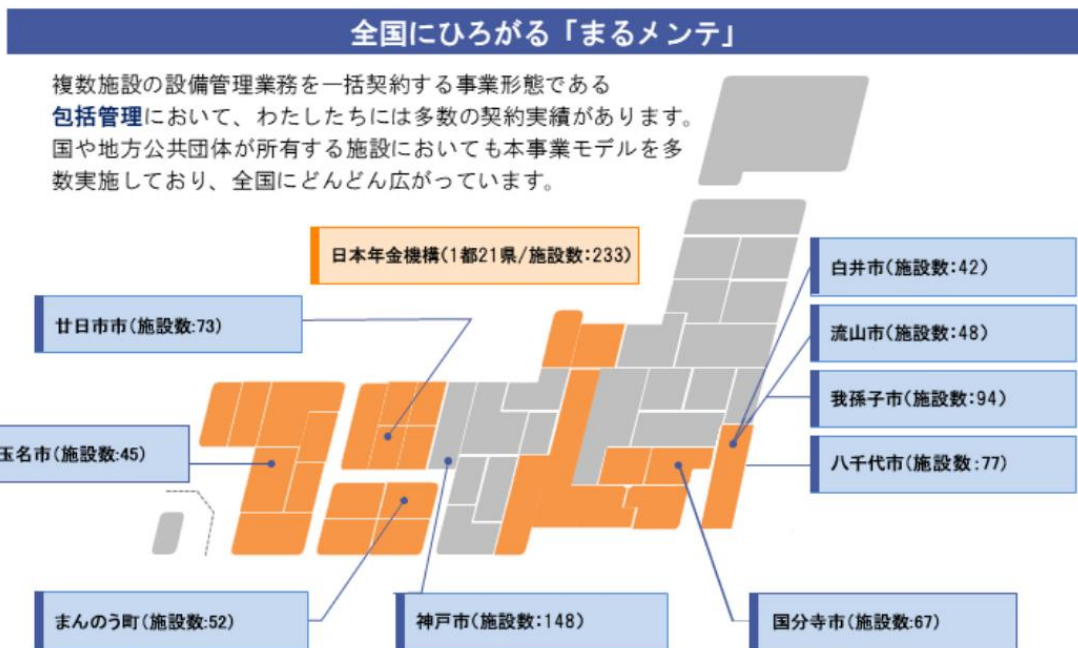
大成有楽土地（株）HP

「新しく造ること」から「上手に使うこと」へ。

公共施設マネジメントを推進・サポートします。

- ・ 財政的な持続可能性の確保
- ・ 施設の維持管理・更新に関する技術的知見の不足
- ・ 部署ごとの「縦割り」管理により、マネジメントの推進が困難
- ・ 維持管理基準が均一化されておらず、手間・費用にバラつきが生じている

全国にひろがる「まるメンテ」 (HPから)



注) 2024年3月現在

2. 国分寺市の公共施設包括委託

■ 包括施設管理委託とは (市のHP。下線は伊藤)

包括施設管理委託とは、複数の公共施設の維持管理業務を包括的に委託管理することによって、統一した考え方による適切な維持保全を実現するための維持管理手法。

この取り組みにより、予防保全型の維持管理への転換による公共施設の維持管理水準、安全性の向上及び長寿命化、並びに施設管理業務の効率化を図り、市民サービスの更なる向上と長期的な視点をもった持続可能な公共施設マネジメントを推進することにつながる。

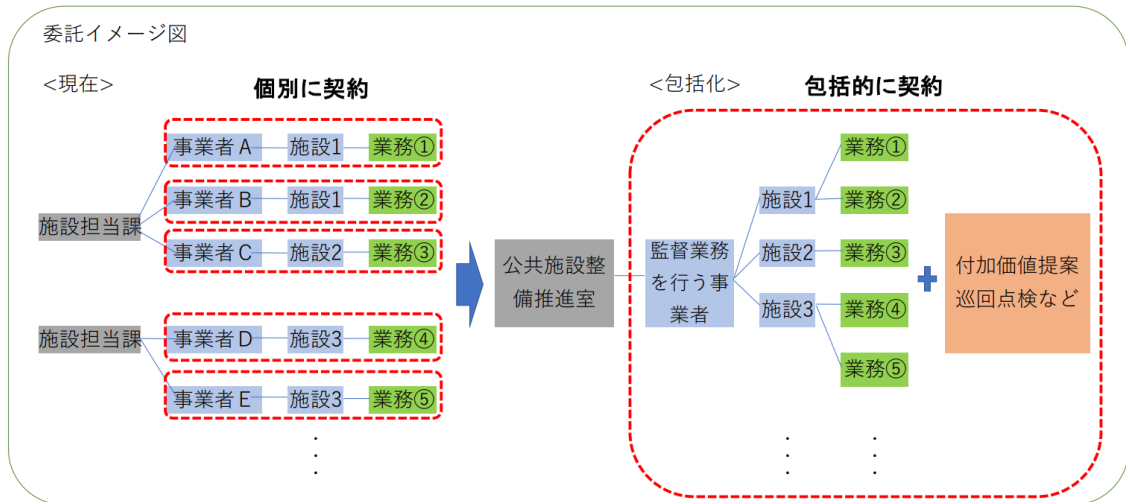
■ 国分寺市における包括施設管理委託の導入に関する方針

(令和4年8月31日市長決済)

https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/027/430/houkatuhoushin2.pdf

<業務の概要> (下線、伊藤)

契約スキームとしては、市は、監督業務を行う事業者と包括的に契約を行う。また、個別の業務（業務①～）については、監督事業者が市内事業者を中心とした協力事業者と契約を行う。



※公共施設整備推進室→現在は、公共施設マネジメント課

<期待される効果>

(1) 市民

- 事業者のノウハウが、維持管理水準の向上や付加価値サービスの実現につながり、安全・安心な施設利用や利便性の向上が期待される。

(2) 行政 (参考資料2参照)

- 維持管理水準の向上、業務の仕様を最適化、きめ細かな現場対応及び民間事業者と行政による多層的なマネジメント。
- 生産性の向上、契約事務負担の削減により職員がコア業務に専念できる環境の創出につながり、更なる市民サービスの向上が見込まれる。また、超過勤務の減少により、働き方改革の推進に寄与することも期待される。

※維持管理に関する業務(約150件)、日常的に発生する小規模な修繕約250件)に対する契約手続等の事務負担の削減が図れる。

- 監督事業者からの助言による、職員の維持管理に関するノウハウの向上。
- 付加価値提案による適正な維持管理の推進。(巡回点検など)

(3) 事業者

- 公共施設の包括的管理という新たな市場の開拓・ノウハウ蓄積。
- 監督事業者からのノウハウ継承。

<期間>

(1) 令和6年度当初から実施。

※委託契約書の履行期間は、令和6年3月12日から令和11年3月31日まで

<対象施設・業務>

(1) 対象施設

国分寺市が所有または維持管理を行う建物。

事前ヒアリングによる想定としては、75施設(19課)を対象(後に修正)

※サウンディング型市場調査の結果や庁内の検討結果によって、以下の施設が除外された。

- ・ 公園(黒鐘公園ほか、すべての公演)
- ・ 市民農園(4か所)
- ・ 地域センター(市内6か所のうち、対象となったのは4か所)
- ・ 図書館・公民館(図書館は8か所、公民館は5か所あるが、対象となったのは図書館と公民館が併設されている5か所)

※国分寺市包括施設管理委託の導入に向けたサウンディング型市場調査

https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page/001/027/430/tyosakekka3.pdf

※事業者公募の段階では、67施設18課となっている。

別紙 対象施設・施設所管課の一覧(令和5年3月8日修正)

※委託仕様書に添付された対象施設・業務一覧がある。

(2) 対象業務

① 点検、清掃、警備、剪定業務など定例的に実施する維持管理に関する業務。約150業務(令和元～3年度の実績)

② ①を実施する対象施設における、日常的に発生する小規模な修繕(税込み50万円未満)。約250件(平成30～令和2年度の平均)

<予算、決算について>

(1) 予算措置(参考資料2参照)

- ・ ①の対象業務について

令和5年度当初予算(隔年等の実施業務については、直近に実施した年度)における、予算額に基づき算出。

- ・ ②の対象業務について

令和元～3年度における執行額の平均額に基づき算出。予算は令和5～10年度の債務負担行為(令和5年度は事業者選定期間とし、0債務)を設定。

- ・ 監督員の経費を，対象業務の予算に対し 14%程度を見込む。
- (2) 予算科目について
総務費に「(仮) 公共施設包括施設管理に要する経費」を新設し，対象施設に係る包括施設管理委託料（需用費）を一括して計上。
- (3) 決算の対応について
決算に要するデータ等を監督事業者から提供を受け，従来通り決算統計に反映。

<事業者の選定について>

- (1) 公募型プロポーザルとする。
- (2) 公募型プロポーザルでは，価格以外に巡回点検，簡易修繕などの本業務を効果的に実施するための付加価値の提案や市内事業者を有効に活用することなどの提案を求めることとする。

<導入までのスケジュール>

- ・ 令和4年度 10 月初旬～ 本調査の実施，対象施設・業務の確定
10 月末 令和5年度当初予算見積書の提出
(債務負担行為の設定)
- 11 月～ 募集要項等の作成・調整
- ・ 令和5年度 5月中旬～ 事業者募集，選定
8 月 優先交渉権者の決定
9 月～ 仕様書協議
- ・ 令和6年度 導入開始

<検証，見直し>

- (1) 毎年，施設担当課，公共施設整備推進室，監督事業者の3者により，実施内容の検証を行い，必要に応じて対象施設，対象業務及び仕様等の見直しを行う。
- (2) 指定管理制度により維持管理している施設等の対象業務についても，包括施設管理委託への移行を見据えた検討を行う。(別添対象施設一覧で※のついた施設)

<留意事項>

- (1) 本業務の効率的な運用と本業務の成果を個別施設計画等の公共施設マネジメント0の推進に効果的に活かしていくための組織体制の構築を進めるとともに，本業務の導入により得られた職員の負担軽減等の効果を検証の上，本業務の運用に必要な適切な人員配置についても併せて検討する必要がある。
- (2) 本業務導入後についても，施設担当課による管理上の責任があることに留意し，引き続き，施設管理（設置）者として，施設の適切な保全や安全対策等の措置を講じていく必要がある。(参考資料2参照)

(参考資料2) 別紙

■委託契約

(委託契約書、委託契約約款、委託仕様書は、通常1体のものとして運用される)

<委託契約書>

- ・ 受託者は、大成有楽・多摩ふるさと共同企業体
- ・ 代表者として、大成有楽土地株(代表取締役社長の名がある)。
- ・ 多摩ふるさとは、契約書に記載がない。第2回定例会公共施設等総合管理特別委員会(以下、特別委員会)に総合マネジメント課から提出された資料によれば、代表者以外の構成企業として3者があるが企業名は不明(黒塗りがされている)。なお代表企業(所管部門)の責任者も黒塗りがされている。
府中市は、共同企業体参加企業名を公表している。

<委託契約約款>

- ・ 契約書には、「委託者国分寺市と受託者は、別添の約款条項によって委託契約を締結するとある。
- ・ 国分寺市委託契約約款(令和6年4月1日適用)
https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page/001/003/720/itaku060401.pdf

<委託仕様書>

- ・ 委託仕様書は、包括的な仕様書(委託を実施するための大要を示す)のほかに「各種業務仕様書」がある。「各種業務仕様書」は相当数にのぼると思われるが、委託契約書に添付されていない(公共施設マネジメント課と個々の事業担当課で保管)
- ・ 委託仕様書には「用語の定義」がされている。
 - ▽ 市側
 - 事業担当部署**(公共施設マネジメント課)、**総括監督員**(事業担当部署の課長等)、**担当監督員**(事業担当部署に所属する係員)
 - ▽ 受託者
 - 総括責任者**(本委託で行う業務を総合的に把握し、用途の連携・調整のほか、協力事業者、業務責任者、業務従事者に対して指揮、監督を行う者)
 - 協力事業者**(特定業務について受託者と契約を結ぶ事業者)
 - 業務責任者**(各対象業務について仕様書に基づき業務を遂行するとともに、業務従事者に対し指揮、監督する者)

※業務責任者は委託契約約款に規定されている。総括責任者の規定はない。

(業務責任者) 第5条

受託者は、受託業務履行の管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。この場合において、委託者が必要と認めるときは、受託者に対して業務責任者の選任について報告を求めることができる。

2 業務責任者は、業務の円滑な管理運営に努め、現場を総括する。

※用語や定義は、委託契約約款に則る必要はないのか？ 若干の疑問

業務従事者 (各業務において作業等を行う者。なお協力事業者に業務の一部を委託し、その協力事業者に所属し作業等を行う者も同様)

▽ 定義にはない用語が使われているが意図は不明

例：監督員、監督職員、総括監督職員、施設管理職員など

<協力事業者と再委託>

- ・ 用語の定義によれば、協力事業者は受託者と契約を結ぶ事業者である。これは要するに再委託である。
- ・ 市の委託契約約款は次のように規定している。(下線、伊藤)
第3条 受託者は、この契約について委託業務の全部又はは主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- ・ 委託仕様書には「全ての業務を一括して再委託することはできない」とし、「受託者はあらかじめ、協力事業者の名称、所在、連絡先、委託内容、委託金額、その他市が求める内容について記載した文書を総括監督員(公共施設マネジメント課長)に提出し、承諾を得るものとする。また、提出した文書は当課において閲覧できる。
※委託契約約款による「委託者の承諾」は、総括監督員(事業担当部署の課長等でのいか?)
- ・ 委託仕様書には「市内事業者の有効な活用について」が記載されている。そこには、各業務を協力事業者に再委託する場合は、「市内に本店を置く事業者と積極的な連携を図ることとし、現行以上(契約件数及び金額)等の記載がある。また、「各業務を実施する上で、市内の事業者を有効に活用することに最大限配慮し、現行水準以上で連携できるように努めること」とも記載もある。
※この場合の「連携」とは協力事業者とは別の事業者とも考えられる。だとすると、再々委託になるのではとも思う。
※特別委員会報告によれば、市内協力事業者での「見積取得」ができなかった場合は、市外事業者に枠を広げて見積取得を行うとある。
※同報告書によれば、市内協力事業者の例として以下の4団体が上げられている。

- ・国分寺市管工事組合（市内事業者 13 社）
- ・国分寺市建設協会（市内事業者 13 社）
- ・国分寺市造園組会（13 社）
- ・国分寺市電設協会（7 社）

<不具合通報へ対応>

- ・ 受託者は、市（委託仕様書では総括監督職員、監督職員又は施設管理職員となっている）から破損又は故障等の不具合の通報を、24 時間 365 日受けることが可能な窓口（コールセンター）を設置するとともに、緊急対応体制を整備する。
- ・ 受託者は、市（前記のとおり）から、不具合の発生の発生について通報を受けた場合は、当該不具合の状況を確認し、原因を特定するため、直ちに業務従事者を派遣する。
- ・ 受託者は緊急に修繕を行うと必要があると判断した場合は、直ちに市（総括監督職員）に連絡し、その対応について指示を受けなければならない。

※以上から、施設利用者等からの第一義的な通報は市（事業担当部署と思われる）に対して行うことになる。府中市の道路管理包括委託の場合は、前述のようにコールセンターを受託者側において対応している。

※特別委員会資料によれば、市内拠点事務所にコールセンターを、休日・夜間は代表企業に置くとされているが、いずれも市からの連絡対応となっている。

■委託金額

- ・ 契約金額 1,002,152,643 円 令和 6 年 3 月 12 日～令和 11 年 3 月 31 日
（令和 6 年 3 月は 0 円、0 債務）

6 年度 197,655,298 円

- ・ 補正予算 10,008,000 円（第 3 回定例議会）

補正理由：労務単価の上昇

- ・ 令和 6 年度 当初予算額と補正予算額 単位：円

		当初予算額	補正予算額
保守点検 業 務	委託費	122,772,025	7,980,181
	監督員経費 14%	17,188,084	1,117,225
修繕業務		39,726,526	—
消費税		17,968,663	909,740
合 計		197,655,298	10,007,146

- ・ 補正予算の提案にあたって、市は「次年度以降の予算計上に向けて」として以下のよう
に述べている。（下線、伊藤）
▽ 各業務の仕様書の適正化を図り、委託費の検討を行う。
▽ 受託者へ見積りを依頼し、労務単価の上昇を想定・検討し反映していく。

- ▽ 対象とする施設や業務の追加等、施設担当課の意見も踏まえて見直しを行う。
- ※ なお、特別委員会資料によれば、保守点検業務における受託事業者と市内事業者との契約額について、過年度の市の実績（市内事業者との契約金額）に対し、乖離が生じているとしている。

■国分寺市公共調達条例との関係

<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/nyusatsu/1003732.html>

<適用される委託契約>

- ・ 公共調達に係る契約等の範囲は、委託契約の場合、「予定価格が 10,000,000 円以上の工事等の請負以外のもののうち、規則で定めるもの」となっている。
- ・ 施行規則に定める適用範囲は次のとおりである。
 - (1) 施設の設備若しくは機器の運転又はそれらの管理に関する契約
 - (2) 施設の清掃に関する契約
 - (3) 資源物等の収集及び運搬に関する契約
- ・ 令和 5 年度に条例が適用された委託契約は以下のとおり。

市立小中学校校舎等清掃委託、国分寺市清掃センター運転管理等業務委託、国分寺市ひかりプラザ清掃業務委託、市役所庁舎他清掃業務委託、電話交換業務委託、もやせごみ・資源物（紙・衣類・布類）収集運搬業務委託（地域を 2 つに分けて契約）、もやせないごみ及び資源プラスチック類等収集運搬業務委託（地域を 2 つに分けて契約）、し尿収集運搬委託、粗大ごみ受付業務及び収集運搬業務委託、せん定枝等収集運搬業務委託。ほかに、指定管理者業務として国分寺市有料自転車等駐車場指定管理（西国分寺駅南口他 8 施設）

※清掃センターでは、「粗大ごみ」、「もやせないごみ」、「有害ごみ」、「資源物」の中間処理や積替・保管をしている。敷地面積は、11,300 平方メートル、建築面積（工場棟）は、2,450 平方メートル、延床面積は、5,600 平方メートル。1 日（24 時間）あたりの焼却能力が 70 トンの焼却炉を 2 基、1 日（5 時間）あたりの破砕能力が 30 トンの破砕機を 1 基設置している。

<包括施設管理委託契約は対象になるか>

- ・ 今回の包括施設委託に含まれる業務に関わる公共調達条例との関りについては、委託仕様書には記載がない。また、包括施設管理委託の導入に関する方針でも触れていない。
- ・ 6 年度の条例適用業務については、現在市の HP にはアップされていない。
- ・ 5 年度の適用業務のうち、包括施設委託となっている市立小中学校校舎等、ひかりプラザ、市役所庁舎他（清掃委託）と電話交換業務（本庁舎業務）は今年度の条例適用

にはなっていないと思われる。

- ・ 公共調達条例は個々の委託契約を対象とする。私見では、包括施設管理委託という契約で対象とした個々の業務を条例の対象とすべきだと考えるが、膨大な事業・業務であり、市へのヒアリングが必要である。

3. 今後の課題

■包括施設委託にかかわる情報の一層の公開

委託契約以降の情報はHP等で公開されていないと思われる。少なくとも包括委託とされた施設と委託事業者（代表者だけでなく、協力事業者も含めて）については公表すべきである。市内事業者の活用を一層図るのであれば、なおさら事業者名の公表は欠かせないと思う。

■予防保全型の維持管理は可能か

統括責任者の配置は、受託者の責任を明確にする意味で評価できる。課題は「誰が配置されるか」である。大成有楽土地（株）は前述のように「全国展開」を目指している。したがって常に常駐し、市が求める能力を備えた者の配置が求められる。

委託料には「監督員経費」が委託費の14%含まれる。この監督員経費はマネジメント業務に係る経費と解される。予防保全型の維持管理への転換は、総括責任者を配置することになる大成有楽土地（株）と市の公共事業マネジメント課、および個々の事業担当課との3者協議がスムーズに行われることが絶対要件だと思われる。また当然、市の公共事業マネジメント課と事業担当課の責任も重い。受託者への丸投げは許されない。

■巡回点検と事故対応・緊急時の対応

対象施設は膨大であるから、巡回点検や中長期修繕計画が重要である。「導入に関する方針」では、期待される効果として「付加価値提案による適正な維持管理の推進（巡回点検など）」と記されている。点検は特別委員会報告によれば、巡回点検は毎月1回、詳細点検を3か月に1回行うとされているが、いずれにしても人材が重要である。「多摩ふるさと」や協力事業者の能力も課題である。

※特別委員会報告では、保守点検業務。巡回点検などにより取得した建物管理情報をカルテとして代表企業独自の建物管理システムで一元的に管理するとしている。

事故対応・緊急時の対応は、前述の＜不具合通報へ対応＞で触れたように、施設利用者等からの第一義的な通報は市（公共施設マネジメント課と思われる）に対して行うことになる。しかし施設利用者からの情報は重要である。府中市のように受託者が通報等を受ける体制も必要ではないかと考える。（9ページの「不具合通報へ対応」参照）

■対象施設の課題

市も、補正予算提案に際し「次年度以降の予算計上に向けて」において、「各業務の仕様書の適正化」や「対象とする施設や業務の追加等、施設担当課の意見も踏まえて見直し

を行う」ことをあげている。

次年度に向けては、市側とが受託者と十分な検証を行い、さらに施設利用者や議会との意見交換の機会も必要ではないかと考える。

■指定管理制度導入施設

市の「導入に関する方針」では、「指定理制度により維持管理している施設等の対象業務についても、包括施設管理委託への移行を見据えた検討を行う」としている。検討の対象としては以下のとおり。（対象施設・施設所管課の一覧で※が付されている施設）

- ・ 西町プラザ
- ・ 市民室内プール
- ・ 市民スポーツセンター
- ・ 福祉センター
- ・ さわやかプラザもとまち
- ・ 国分寺駅北口自転車駐車場（ほか2か所の自転車駐車場）

自転車駐車場はともかく、他の指定管理者施設は単に「箱物」の維持管理だけでなく、施設内における事業を行っている。これら施設を指定管理から除外し、包括委託に含めるのは難しいと思う。かりに上記（自転車駐車場を除く）施設を包括委託に含めるとすれば、施設で行う事業は市の直営にするのが妥当ではないかと考える。

■試行期間の必要性

府中市は3年間、試行を行った（1地区）。しかし国分寺市は試行期間を設けず、包括施設管理を実施した。補正予算ではすでに「各業務の仕様書の適正化」を上げている。すなわち「仕様書が適正でなかったことがあった」ということにほかならない。規模の大きな包括管理委託であればあるほど、試行期間が必要だと考える。

■分野ごとの契約の必要性？

国分寺市は全体を1つの包括委託契約、1つに共同企業体、1つの代表企業としている。今後の検証にもよるが、分野ごとに分ける必要はないか、検討が必要だと考える。

■職員の育成

「導入に関する方針」では、期待される効果として「監督事業者からの助言による、職員の維持管理に関するノウハウの向上」が示されている。果たしてそうだろうか。

私は逆に、現在市の職員が持っているノウハウが失われ、大成有楽土地（株）にノウハウを奪われてしまうのではなかという懸念を持つ。今後、市の公共施設マネジメント課が絶大な権限を持って包括施設管理に関わるとすれば、とりわけ個々の事業担当課の力が削がれる恐れもあり、現在の人事ローテーション（3年程度で異動）を前提とすれば、事態は深刻だと私は考える。

また、別紙として添付した「包括施設管理委託に関する費用と効果のイメージ（導入に関する方針：添付資料）を素直に読めば、「マネジメント・付加価値費」（監督員経費）が、包括施設管理委託料と各施設修繕費合計の対し14%であるとすれば、その経費分は人件

費の削減につながる。人員削減になれば、「職員の維持管理に関するノウハウの向上」に逆行することになる。

※代表企業は、「建物長寿命化・ライフサイクルコストの低減につながる取り組み」独自提案として以下の提案をしている（特別委員会報告）

- ・国分寺市オリジナルマニュアルで永続的な建物調査が可能
- ・施設をより長く大切に使うための指標として活用
- ・新しい設備更新ソリューションで施設を省エネ・長寿命化
- ・総合不動産会社としての不動産（市有資産）活用

※以上の課題は、あくまで私（伊藤）の私見である。今後、国分寺市の中で、あるいは各方面において検討をすすめることを望みたい。